

姫路市監査委員	三 輪 徹
同	芝 野 稔
同	有 馬 剛 朗
同	重 田 一 政

令和5年度 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により標記監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果報告を公表します。

なお、地方自治法第199条の2の規定により、2の監査結果のうち、同条に該当する事件については、監査委員 三輪 徹 を除斥しました。

- 1 政策局定期監査及び関係出資団体監査結果報告書
- 2 市民局（後期）定期監査及び関係指定管理者監査結果報告書
- 3 観光経済局（後期）定期監査及び関係指定管理者監査結果報告書
- 4 健康福祉局（後期）定期監査結果報告書
- 5 こども未来局定期監査及び関係指定管理者監査結果報告書
- 6 消防局定期監査結果報告書

令和5年度 市民局（後期）定期監査（行政監査を含む。）及び関係
指定管理者監査結果報告書

1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査並びに同条第7項の規定に基づく指定管理者監査

(2) 監査の対象

市民局

生涯現役推進室

出先機関 家島老人福祉センター、香寺健康福祉センター、香寺いきがいセンター、家島群島開発総合センター、生涯学習大学校、好古学園大学校

指定管理者（生涯現役推進室所管）

神姫バス・姫路NPOグループ共同事業体

（飾磨市民センター、広畑市民センター、網干市民センター）

神姫バスグループ・姫路CS共同事業体

（西市民センター、東市民センター、灘市民センター）

株式会社ビケンテクノ

（高岡市民センター、勝原市民センター、北部市民センター）

(3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク（既知のリスク情報、リスク評価シート、監査等の着眼点等）から重要度や頻度等を総合的に考慮して、そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点を設定した。

(4) 監査の主な実施内容

監査は、財務事務及びその他の事務の執行について、その一部を抽出し、法令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかなどの視点で実施した。

(5) 監査の実施場所及び日程

ア 定期監査

監査事務局及び現地

令和5年11月15日から令和6年2月16日まで

イ 指定管理者監査

監査事務局及び現地

令和5年12月1日から令和6年2月16日まで

2 監査の結果

(1) 定期監査

監査の結果、おおむね良好に処理されているものと認めた。

(2) 指定管理者監査

監査の結果、おおむね良好に処理されているものと認めた。